

頻にゆびをさしければ、其ゆびさす方に人をやりて見すれば、大なる女鹿一疋ふしたりけり、あの鹿を射てわれをたすけよとをしへけるにこそをしへにつきて鹿をばやがて射ころしてけり、猿をばゆるすべきに、それをもやがて射てけり、信正折々此事のむざんにおほゆるとて、妙法經を書たりしとかたり侍りけり、略中

豊前國住人太郎入道といふ者ありけり、男なりける時、常に猿を射けり、或日山を過るに、大猿有ければ、木に追のぼせて射たりける程に、かせぎに射てけり、既に木より落んとしけるが、何とやらん物を木のまたにおくやうにするを見ければ、子猿なりけるを、をのがきずをおひて地に落んとすれば、子猿をおひたるをたすけんとて、木のまたにすてんとまける也、子ざるは又母につきて放れじとまけり、かくたびくすれども、猶子猿とりつきければ、もろともに地におちにけり、それより永く猿を射る事をばとめてけり、

〔類聚大補任首書〕仁治三年、鳥羽御厩猿子ヲ産云々、而被授兵衛尉ト云々、

〔沙石集八上〕鳥獸恩知事

中比、伊豆國ノ或處ノ地頭ニ若男有ケリ、獵シケルツイデニ、猿ヲ一疋イケドリニシテ、足ヲシバ
リテ、家ノ柱ニ結付タリケルヲ、彼母ノ尼公慈悲アル人ニテ、アライトヲシ、如何ニ侘シカルラム、
アレトキ許シテ山ヘヤレトイヘドモ、郎等冠者原主ノ心ヲ知テ、恐レテ足ヲトカズ、イデ去ラバ
我トカントテ、足ヲトキ許シテ、山ヘヤリス、是ハ春ノ事成ケルニ、夏覆盆子ノ盛ニ、覆盆子ヲ栢ノ
葉ニ裹ミテ、ヒマヲ伺ヒテ此猿、尼公ニ渡シ奉ケリ、アマリニ哀ニイトヲシク思ヒテ、布ノ袋ニ大
豆ヲ入テ猿ニトラセツ、其後粟ノ盛ニ先ノ布ノ袋ニ粟ヲ入テ、ヒマヲ伺ヒ又持テ來ル、此度ハ猿
ヲトラヘテ置テ、子息ヲヨビテ、此次第ヲ語リテ、子々孫々迄モ此處ニ猿殺サシメジト起請ヲ書
ケ、若サラズバ母子ノ儀有ベカラズト、ヲビタマシク誓狀シケレバ、子息起請書キテ、當時迄モ此